十二月	八月から十一月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額	
三月	十二月から二月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の百分の五・四に相当する額	

2　第三十五条の四の五第二項から第五項までの規定は、法第七百三十四条第四項の規定により同項に規定する額を都内の市町村に対し交付する場合について準用する。

第五十八条中「、第十二条の二の三第一項、第十二条の二の四」を削り、「第二十九条の八」を「第二十九条の十八」に改める。

第五十九条中「第七十二条の七十三」を「第七十二条の七十二」に改め、「、第百三十九条」を削り、「第百七十四条」を「第百七十七条の二、第百七十七条の二十四」に改め、「第四百三十七条」の下に「、第四百六十三条の十」を加える。

附則第四条の六を附則第四条の七とし、附則第四条の五を附則第四条の六とし、附則第四条の四の次に次の一条を加える。

（特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例に係る健康の保持増進及び疾病の予防への取組）

第四条の五　法附則第四条の四第一項に規定する政令で定める取組は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項に規定する取組とする。

2　法附則第四条の四第三項に規定する政令で定める取組は、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第一項に規定する取組とする。

附則第五条の二の見出し中「に係る」を「の課税標準等の」に改める。

附則第五条の三を附則第五条の四とし、附則第五条の二の次に次の一条を加える。

（法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除の対象となる特定寄附金の支出）

第五条の三　法附則第八条の二の二第一項に規定する特定寄附金の支出は、同項並びに同条第三項、第七項及び第九項の規定の適用については、その支払がなされるまでの間、なかつたものとする。

附則第六条の二の見出し中「に係る」を「の課税標準の」に改め、同条第一項中「（以下この項において「総資産の帳簿価額」という。）から、当該総資産の帳簿価額のうち第二十条の二の二十一第一号から第五号までに掲げる金額」を「から第二十条の二の二十一第一号から第四号までに掲げる金額の合計額」に改め、「に、同条第六号に掲げる金額を加算して得た金額」を削り、同条第二項中「同項に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給を行う」を削り、「第二十四条の三第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第三項中「同項に規定する大口供給を行う」を削り、「第二条第十二項」を「第二条第四項」に改め、同条第四項中「第二十四条第三項」を「第七十二条第五号ただし書」に、「法の施行地内に有する第七条の三の五に規定する場所」を「恒久的施設」に改め、「の従業者」の下に「（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「従業者数」を「従業者の数」に改め、同条第五項中「第二十条の二の十七第三項」を「第二十条の二の十九第三項から第五項まで」に改め、「前項の」の下に「規定の適用がある場合における同項の」を加え、同条第六項中「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）附則第三条第一項」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第　号）附則第六条第一項」に、「により同項」を「により法附則第九条第十九項」に、「特定実用発電用原子炉設置者」を「対象特定実用発電用原子炉設置者」に、「積み立てる」を「同項に規定する使用済燃料再処理機構に対して支払う」に改める。

附則第六条の二の次に次の一条を加える。

（法人の事業税の特定寄附金税額控除の対象となる特定寄附金の支出）

第六条の二の二　法附則第九条の二の二第一項に規定する特定寄附金の支出は、同項の規定の適用については、その支払がなされるまでの間、なかつたものとする。

附則第六条の十一第一項中「百分の〇・四五」を「百分の〇・五五」に改める。

附則第七条第十二項を削り、同条第十三項中「附則第十一条第十一項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「附則第十一条第十二項に」を「附則第十一条第十一項に」に改め、同項第一号中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第十一項」に、「定める」を「規定する」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「附則第十一条第十四項に規定する契約」を「附則第十一条第十三項に規定する契約」に改め、同項第一号中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項第二号中「附則第十一条第十四項第一号」を「附則第十一条第十三項第一号」に改め、同項第二号イ中「附則第十一条第十四項第一号」を「附則第十一条第十三項第一号」に改め、同号ロ中「附則第十一条第十四項第四号」を「附則第十一条第十三項第四号」に改め、同項第四号中「附則第十一条第十四項第一号」を「附則第十一条第十三項第一号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「附則第十一条第十四項第一号」を「附則第十一条第十三項第一号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「附則第十一条第十四項第一号」を「附則第十一条第十三項第一号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条に次の一項を加える。

21　法附則第十一条第十四項に規定する不動産で政令で定めるものは、その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある駐車施設その他の施設で総務省令で定めるものの用に供する不動産以外の不動産とする。

附則第十条第二項中「農地、採草放牧地及び準農地」を「租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等（第二十四項を除き、以下この条において「農地等」という。）」に改め、同条第三項中「農地、採草放牧地及び準農地」を「農地等」に改め、同条第五項中「同条第六十四項」を「同条第六十四項第一号中「及び住所」とあるのは「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」と、同項第三号及び第四号中「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と、同項第三号」に改め、「「贈与税」とあるのは「不動産取得税」と」を削り、同条第七項中「（以下」の下に「この条において」を加え、「同条第一項に規定する」及び「（第二十四項を除き、以下「農地等」という。）」を削り、「同条第十八項」を「同項」に、「同項に規定する地上権等」を「租税特別措置法施行令第四十条の六第四十四項に規定する地上権等」に改め、同条第九項第一号中「及び個人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条第十三項ただし書中「第四十条の六第五十二項各号」を「第四十条の六第五十二項第一号イからハまで」に改め、同条第十六項及び第十七項中「農地、採草放牧地及び準農地」を「農地等」に改め、同条第十八項中「法附則第十二条第一項の農地、採草放牧地及び準農地」を「農地等」に、「当該農地、採草放牧地及び準農地」を「当該農地等」に改め、同条第二十項中「農地、採草放牧地及び準農地」を「農地等」に改め、同条第二十二項中「当該農地」を「当該農地等」に改める。

附則第十一条第一項中「附則第十五条第一項」を「附則第十五条第一項第一号」に改め、同条第二項中「附則第十五条第一項に規定する流通機能の高度化及び流通業務の省力化」を「附則第十五条第一項第一号に規定する流通機能の高度化及び流通業務の省力化」に改め、同項第一号ロ中「の基準」を「に規定する基準」に、「附則第十五条第一項」を「附則第十五条第一項第一号」に改め、同号ホ⑵を次のように改める。

⑵　搬入用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫内に貨物の搬入を連続して自動的に行う装置をいい、自動検量装置（貨物の重量を自動的に計量する装置をいう。⑶において同じ。）が取り付けられたものに限る。）が設けられているものであること。